

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 21
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

「発熱外来補助金」の実績報告書は 明日が提出期限です（4/10 当日消印有効） ただし、交付決定を受けていない（通知書が届いていない）場合 交付決定を受けた後の提出となります

※「医療機関・薬局等における感染拡大防止・医療提供体制

確保支援補助金」も同様の扱いとなります

「令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」（以下、発熱外来補助金）が3月31日で終了しました。しかし、「交付決定通知書が届かない」、「補助金が入金されない」などの問い合わせが全国の保険医協会に寄せられています。それを受けて全国保険医団体連合会（保団連）が、厚労省の担当官から実績報告の期日などについて確認を行い、以下の回答が得られましたのでご紹介します。なお、この情報は現状のもので、今後変更などがあり得ます。会員の皆様には、その点を十分ご注意くださいよう宜しくお願い致します。※以下、厚労省に口頭で確認した内容は（厚労省）、保団連のコメントは（保団連）と表記しています。

【交付決定通知書の遅れや入金状況について】

（厚労省）2021年5月くらいまでに入金や交付決定通知書が届かないなど、厚労省からの音沙汰がなければ対応をしていただきたい。「発熱外来補助金」事業はすでに7割ほど交付決定をしています。当初、「発熱外来補助金」の予算規模が想定出来なかったため、補助金の半額ずつの入金を想定していた。その後、見通しが立ち、医療機関の申請時期によって、半額ずつ入金される医療機関、全額が入金される医療機関などが存在します。

【申請受理の可否について】

（厚労省）申請後、厚労省より補正の指摘がされ、申請者が必要な対応をしているものについては、基本的に受理されているはずですが、万が一、交付決定がされなかった場合も期間中に申請をした事が明らかであれば、必要な対応はします。



【実績報告について】

（厚労省）実績報告は、実際に体制をとった時間を実績として報告してください。市町村などからの億単位の補助金の場合に申請と実績が違った場合に、何故かと追及するが、今回は数万件あり実際問題としてできないと考えています。
（保団連）実績通り申請すれば良いと思いますが、通常は違いがなぜ生じたか聞くと言っているのでも、申請と実績が違う理由を聞かれる可能性がないとは言えないので、合理的に説明できるようにはしておいた方が良いでしょう。

【補助金の上限額について】

（厚労省）発熱患者が想定以上に来院せず、結果的に概算額より実績報告での補助金額が多くなってしまった場合、概算額が上限となる。今後、補助金の不足分は支払う制度（再申請など）を検討しています。
（保団連）以上の点から、実績報告は補助金額が当初より多くなってしまった場合も、実態のまま実績報告をしてください。

【申請に関する相談窓口】

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話:0120-336-933 平日 9:30 ~18:00